

22 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可制度

●担当課
河川砂防課
荒川上流域・砂防担当
(電話048－830－5141)

目的
急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある一定の行為を禁止又は制限することを目的とする。

制度概要
禁止又は制限する行為

- 1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- 2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- 3 のり切、切土、掘さく又は盛土
- 4 立木竹の伐採
- 5 木竹の滑下又は地引による搬出
- 6 土石の採取又は集積
- 7 上記に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

- 事業主体
制限行為をしようとする者
- 根拠法令等
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- 創設年度
昭和44年度（昭和44年7月1日施行）
- 制度の留意点
国又は地方公共団体は、あらかじめ協議して同意を得なければならない。

■急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限に係わる審査手続きフロー

